

新潟市産業廃棄物処理業の許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に対し、適正かつ公平な事務を行うことを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 「法」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 「政令」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 「省令」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 「手数料条例」 新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12条）をいう。
- (5) 「産業廃棄物処理業」 法第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業及び同条第6項に基づく産業廃棄物処分業をいう。
- (6) 「特別管理産業廃棄物処理業」 法第14条の4第1項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業及び同条第6項に基づく特別管理産業廃棄物処分業をいう。
- (7) 「処理業」 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業をいう。
- (8) 「処理業の許可」 新規許可、変更許可及び更新許可をいう。
- (9) 「新規許可」 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項に基づく許可をいう。
- (10) 「変更許可」 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項に基づく許可をいう。
- (11) 「更新許可」 現に処理業の許可を有する者が、その事業の範囲を超えずに当該事業を継続して行うために、許可期間満了前に行う申請に対する法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可をいう。
- (12) 「変更届」 法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項に基づく届出をいう。
- (13) 「公的書類」 法務局及び市町村等の公的機関によって発行された書類をいう。
- (14) 「優良認定」 産業廃棄物収集運搬業にあつては政令第6条の9第2号、産業廃棄物処分業にあつては政令第6条の11第2号、特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては政令第6条の13第2号、特別管理産業廃棄物処分業にあつては政令第6条の14第2号で定める基準に適合すると認められたものをいう。

(許可申請)

第3条 処理業の許可を受けようとする者は、省令に規定する許可申請書に添付書類を添えて申請するものとする。

(添付書類)

第4条 許可申請書の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業に係る新規許可及び更新許可にあつては、省令第9条の2に掲げる書類、変更許可にあつては、省令第10条の9に掲げる書類とする。ただし、必要に応じて、新規許可にあつては、市様式第2号から第5号、第13号及び第14号を、更新許可及び変更許可にあつては、市様式第1号から第5号、第13号、第14号及び現に交付されている許可証の写しを添付するものとする。
- (2) 産業廃棄物処分業に係る新規許可及び更新許可にあつては、省令第10条の4に掲げる書類、変更許可にあつては、省令第10条の9に掲げる書類とする。ただし、必要に応じて、新規許可にあつては、市様式第2号から第10号、第13号及び第14号を、更新許可及び変更許可にあつては、市様式第1号から第10号、第13号、第14号及び現に交付されている許可証の写しを添付するものとする。
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る新規許可及び更新許可にあつては、省令第10条の12に掲げる書類、変更許可にあつては、省令第10条の22に掲げる書類とする。ただし、必要に応じて、新規許可にあつては、市様式第2号から第5号、第13号及び第14号を、更新許可及び変更許可にあつては、市様式第1号から第5号、第13号、第14号及び現に交付されている許可証の写しを添付するものとする。
- (4) 特別管理産業廃棄物処分業に係る新規許可及び更新許可にあつては、省令第10条の16に掲げる書類、変更許可にあつては、省令第10条の22に掲げる書類とする。ただし、必要に応じて、新規許可にあつては、市様式第2号から第14号を、更新許可及び変更許可にあつては、市様式第1号から第14号及び現に交付されている許可証の写しを添付するものとする。
- (5) 更新許可において、優良認定を申請する際は、産業廃棄物収集運搬業にあつては、省令第9条の3、産業廃棄物処分業にあつては省令第10条の4の2、特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、省令第10条の12の2、特別管理産業廃棄物処分業にあつては、省令第10条の16の2で定める基準に適合することを証する書類とする。ただし、省令第9条の3第1号（省令第10の4の2第1号、省令第10条の12の2第1号、省令第10条の16の2第1号を含む。）にあつては、市様式第15号を添付するものとする。

2 変更届の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の変更届にあつては、省令第10条の10に掲げる書類とし、必要に応じて、市様式第2号から第5号、第9号、第10号、第16号、第17号及び現に交付されている許可証の写しを添付するものとする。
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の変更届にあつては、省令第10条の23に掲げる書類とし、必要に応じて、市様式第2号から第5号、第9号から第12号、第16号、第17号及び現に交付されている許可証の写しを添付するものとする。

3 市長は、複数の処理業の許可申請又は変更届において、同時に行おうとする場合等合理的な

理由があると認められる場合には、共通する公的書類の添付は原本を1部添付させることで、他の申請又は変更届には写しを原本の代わりに添付させることができる。

(許可更新の申請時期)

第5条 許可の更新を受けようとする者は、現に受けている許可の期間満了の日の概ね2カ月前から期間満了の日までの間に申請しなければならない。

(許可申請の受理)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、申請者に手数料条例に定める許可申請手数料を納入させなければならない。

(許可)

第7条 市長は、申請内容が妥当であると認めるときは、速やかに許可し、許可証を申請者に交付しなければならない。

2 市長は、申請内容が妥当であると認められないときは、その理由を記した不許可通知書をもって申請者に通知するものとする。

(許可の有効期間)

第8条 処理業の許可の有効期間は、5年を下らない期間とする。ただし、優良認定を取得している場合は7年を下らない期間とする。

附則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

変更事項確認及び添付省略申立書

年 月 日

新潟市長 様

住 所
申請者

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- ・ 更新
変更 許可申請にあたり、申請内容について次のとおりであることを確認します。

(次のいずれかの番号に○印をつけること。)

- 1 前回の許可申請以降、変更事項はありません。
- 2 前回の許可申請以降の変更事項については、下記のとおり変更届出済みです。

届出年月日	変 更 内 容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(裏面に続く。)

市様式第 1 号（共通）（裏面）

- ・ 次の書類は変更がないため、添付を省略します。
（省略する書類の番号に○印をつけること。）

共通	1 事業計画の概要を記載した書類（様式第六号の二第 1 面～第 7 面又は市様式第 9 号） 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに駐車場、積替え保管施設、処理施設の設置（係留）場所及び保管施設の土地の公図又は建物図面 3 2 に掲げる施設及び土地又は建物の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設及び土地又は建物を使用する権原を有すること）を証する書類
（特別管理） 産業廃棄物処 分業	4 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 5 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（市様式第 10 号）

使用人証明書

年 月 日

新潟市長 様

住 所
申請者、届出者
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、使用人であって、次に掲げるものの代表者である（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人である）ことを証明します。

(次のいずれかに○印をつけること。)

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 1に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

事業場（駐車場・保管場所等を含む。）の写真

＊ 施設の全体が確認できること。

施設の種類	
所 在 地	

土 地 ・ 建 物 使 用 承 諾 書

住 所

申請者、届出者

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者が行う産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に、下記の土地・建物を使用することを承諾します。

記

土 地 ・ 建 物 の 所 在	地 目	面 積 (m^2)	用 途	使用承諾期間

年 月 日

住 所

承諾者*

氏 名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び代表者印）

* 所有者（登記名義人）と承諾者が異なる場合、その理由

--

車 両 等 施 設 使 用 承 諾 書

住 所

申請者、届出者

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者が行う産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に、下記の施設を使用することを承諾します。

記

種 類*	自動車登録（車両）番号・船舶番号 若しくは他と識別できる事項	使用承諾期間

* 種類欄は、収集運搬車の場合は自動車検査証に記載の車体の形状、運搬船の場合は船舶検査証書に記載の船名、その他の施設の場合は施設の名称を記載すること。

年 月 日

住 所

承諾者*

氏 名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び代表者印）

* 使用者又は所有者と承諾者が異なる場合、その理由

--

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書

新潟市長 様

私・当法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

欠格要件に係る条項

1 法第 14 条第 5 項第 2 号イ

法第 7 条第 5 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当する者

- (1) 法第 7 条第 5 項第 4 号イ
心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- (2) 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ
法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (5) 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ
法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、法第 8 条の 5 第 6 項及び法第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- (6) 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ
法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (7) 法第 7 条第 5 項第 4 号ト
法第 7 条第 5 項第 4 号ヘに規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、法第 7 条第 5 項第 4 号ヘの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (8) 法第 7 条第 5 項第 4 号チ
その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 法第 14 条第 5 項第 2 号ロ

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

3 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当するもの

4 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

5 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ

個人で政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

6 法第 14 条第 5 項第 2 号ヘ

暴力団員等がその事業活動を支配する者

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳		金 額（千円）
事業の開始に要する資金の総額	資 本 金	
	施設整備費用	
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車・運搬船（収集運搬） 処理施設（処分）	
	保管場所	
	最終処分場維持管理費用（処分）	
	環境汚染賠償責任保険（処分）	
	合 計	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	借 入 先 名	
	借 入 残 高	
	年 間 返 済 額	
	返 済 期 間	
	利 率	
	増 資	
	合 計	
＊ 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

新たに必要としない理由

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

年 月 日現在

資産の種類	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現 金 預 金			
受 取 手 形			
売 掛 金			
有 価 証 券			
未 収 入 金			
土 地			
建 物			
機 械 器 具			
車両・船舶			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種類	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
預 り 金			
前 受 金			
そ の 他			
負 債 計			

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの処分計画*¹

	産業廃棄物の種類* 2	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

* 1 変更許可申請の場合は、追加する事業の範囲についてのみ記載すること。

* 2 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。

3. 処分業の用に供する施設の概要

(1) 中間処理施設*¹

施設の種類* ²	
設置場所* ²	
設置年月日* ³	
処理する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の種類及び処理能力* ²	
処理方式、構造及び設備の概要	
環境保全措置の概要	

* 1 施設ごとに記載すること。

* 2 産業廃棄物処理施設（設置・変更）許可証又は事前協議完了通知に記載の内容を記載すること。なお、許可証と完了通知で項目が重複しているものについては、許可証の記載内容を優先すること。

* 3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書又は工事完了報告書に記載の竣工^{しゅん}の年月日又は工事完了年月日を記載すること。

(2) 保管場所 (処分等のための保管) * 1

中間処理施設の種類及び 処理する産業廃棄物の種類	
所在地 * 2	
環境保全 措置の概要	

取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。) ごとの保管計画

産業廃棄物の種類 * 3	処分前 処分後 の別	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管数量 (保管上限) * 4 (t 又は m ³)	最大積 上げ高 さ * 5 (m)	処理能力から 算出した 保管上限 * 6 (t 又は m ³)

* 1 保管場所のある事業場ごとに記載すること。

* 2 保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。

* 3 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で 2 か所に分けて保管する場合は、2 行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあっては、処理能力から算出した保管上限欄は、1 行にすること。

* 4 保管数量は、処理能力から算出した保管上限 * 6 以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

* 5 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

* 6 第 2 面記載の処理能力の 14 日分として算出した量を記載すること (例外あり)。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

（３）最終処分場* ^１	
最終処分場の 種類* ^２	
設置場所* ^２	
設置年月日* ^３	
最終処分場の 面積及び 埋立容量* ^２	
埋め立てる産業廃 棄物（特別管理産 業廃棄物を含 む。）の種類* ^２ （当該産業廃棄物 に石綿含有産業廃 棄物が含まれる場 合は、その旨を含 む。）	
構造及び設備の概 要	
放流水の水質等	
その他環境保全措 置の概要	
* 1 施設ごとに記載すること。 * 2 産業廃棄物処理施設（設置・変更）許可証に記載の内容を記載すること。 * 3 使用前検査結果通知に記載の竣工 ^{しゅん} の年月日を記載すること。	

（４）その他処分業の用に供する施設*及び特別管理産業廃棄物処分業にあつては必要な附帯設備（全容がわかる写真を添付すること。）

施設・附帯設備 の種類等	用 途	能 力	所有者	備 考

* 産業廃棄物の中間処理施設への投入に用いるタイヤショベル等

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

業務時間	～ （うち、休憩時間 分）
休 業 日	

従業員等数*内訳（原則として業に係る部分のみ）

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	政令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手 船員	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

* 兼務の場合は、その旨を記載すること。

5. その他

処分後の（特別管理）産業廃棄物等の処理方法を記載した書類

	処分後の産業廃棄物等の種類* ¹	発生量 (t/月又は m ³ /月)	処理 方法* ²	搬出先の名称 及び所在地	搬出先までの 運搬者* ³
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

* 1 処分後の産業廃棄物等の種類ごとに記載すること。

* 2 廃棄物処理である場合は、「中間処理（処分方法（焼却、破碎等））」又は「最終処分」と記載すること。廃棄物処理でない場合は、「売却」等と記載すること。

* 3 自ら運搬する場合は「自己」と記載すること。

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
分析機器の種類	
数量（基）	
分析する特別管理 産業廃棄物の種類	
検出項目	
設置状況 (写真添付等)	

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の経歴書

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者は下記のとおりです。

（次のいずれかに○印をつけ，下表を記載すること。）

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6 か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6 か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1 年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

氏 名		生年月日	
所 属			
最終学歴			
資 格			
水質検査又はその他の理化学検査等の実務に従事した経歴			
年 月 ～ 年 月	年 数	内 容	

以上のとおり、相違ありません。

年 月 日

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

経 営 改 善 計 画 書 （ 法 人 用 ）

- 1 利益が計上できていないことかつ自己資本率が 1 割以下であること、又は債務超過であることの原因

- 2 改善策

- 3 今後の見込み

	実績←		→見込			
	直前期	今期	来期	第 期	第 期	第 期
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
売 上 高						
売 上 原 価						
売 上 総 利 益						
販売費及び一般管理費						
営 業 利 益						
営 業 外 収 益						
営 業 外 費 用						
経 常 利 益						
特 別 利 益						
特 別 損 失						
税引前当期利益						
当 期 利 益						
資 産 の 部						
負 債 の 部						
純 資 産 の 部						
自己資本比率(%) (純資産÷資産×100)						

* 原因、改善策とも具体的に明記すること。

* 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

経 営 改 善 計 画 書 （ 個 人 用 ）

資産に関する調書の負債計が資産計を上回っている場合、添付すること。

1 資産に関する調書の負債計が資産計を上回っていることの原因

2 改善策

3 今後の見込み（実績は、収支内訳書（白色申告の添付書類）又は所得税青色申告決算書から転記すること。）

	実績←		→見込			
	前年	本年	来年	年	年	年
売上高(収入)						
売 上 原 価						
差 引 金 額						
経 費						
差 引 金 額						

- * 収支内訳書又は所得税青色申告決算書を直前 3 年分添付すること。
- * 原因、改善策とも具体的に明記すること。
- * 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

新潟市長 様

年 月 日

氏 名

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の取消し(法第12条の7第10項)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(法第19条の10第2項において準用する場合を含む。))及び第19条の6第1項)

[illegible]

(第2面)

発行済株式の総数	新	株	出資の額	新	
	旧	株		旧	

[illegible]

新* 1	旧* 1
------	------

(ふりがな) 氏 名	生年月日* ²	本 籍* ²	役職名・呼称
	役職名・呼称	住 所* ²	氏 名

- * 1 就任等の場合、旧の欄は空欄にすること。辞任等の場合、新の欄は空欄にすること。
- * 2 変更が無かった者は、生年月日、本籍及び住所の記載は不要。
- * 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。
- * 4 発行済株式の総数又は出資の額に対する出資者等の保有する株式の数又は出資の金額の割合（以下、出資比率という。）の 100 分の 5 以上への変更の場合、旧の欄は空欄にすること。出資比率の 100 分の 5 未満への変更の場合、新の欄は空欄にすること。

収集運搬車・運搬船、駐車場、運搬容器の変更を記載した書類

（１）収集運搬車・運搬船

	車体の形状 又は船名* ¹	自動車登録（車 両）番号又は船 舶番号	最大積載量 （kg）又は 載貨重量 トン数（t）	検査証有効 年月日	所有者 （使用者）	変更状況* ²		
						新規	継続	廃止
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

* 1 車体の形状は自動車検査証に記載のもの、船名は船舶検査証書に記載のものを記載すること。

* 2 この欄は変更届出にのみ使用する。該当する欄に○を記載すること。

（２）駐車場

	所 在 地 ^{* 1}	駐車場の面積	駐車可能台数	変更状況 ^{* 2}		
				新規	継続	廃止
1						
2						
3						
4						
5						

* 1 駐車場になる土地の地番をすべて記載すること。

* 2 この欄は変更届出にのみ使用する。該当する欄に○を記載すること。

（３）運搬容器*

	種 類	容 量	数 量
1			
2			
3			
4			
5			

* 脱着装置付コンテナ専用車に積載する脱着式コンテナは、運搬容器とする。